

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

智頭町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取県智頭町長

公表日

令和7年3月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第9条第1項 別表第14項 並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第2条 表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)第27条、第28条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL:0858-75-4101
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄についていずれも複数人での確認を徹底するため、人的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年1月19日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項	事前	
令和3年6月10日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施対象者把握	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	事後	
令和4年2月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務	別措置法に基づき 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和4年2月21日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバーソフトウェア ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和4年2月21日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年2月21日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条8号 別表第2項番115の2	番号法第19条8号 別表第二の第16の2,17,18,19,115の2項	事後	
令和4年2月21日	評価実施機関における担当部署	福祉課 課長 小谷いず美	福祉課長	事後	
令和4年5月9日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条8号 別表第二の第16の2,17,18,19,115の2項	【情報照会の根拠】番号法第19条8号、別表第二の2項、17項、18項、19項、115の2項 【情報提供の根拠】番号法第19条8号、別表第二の2項、16の3項、115の2項	事後	
令和7年3月12日	②事務の概要	予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種の実施対象者把握 ②新型コロナウイルス等対策(特定接種・住民接種)の実施に関する事務 ③新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	-予防接種法の規定に則り 予防接種情報の管理、統計報告資料作成、 データ分析の処理を行う。 ・予防接種のお知らせ等を郵送、マイナンバーのためお知らせ機能で通知する。(※1) (※1)子育てワンストップサービスを導入する場合 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①予防接種法による予防接種の実施、実費の徴収に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。 ■新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等の登録、管理を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和7年3月12日	3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第9条第1項 別表第14項並びに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号) 第10条 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における個人番号の利用 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和7年3月12日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】番号法第19条8号、別表第二の2項、17項、18項、19項、115の2項 【情報提供の根拠】番号法第19条8号、別表第二の2項、16の3項、115の2項	■情報照会の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第2条、表25項、表27項、表28項、表29項 ■情報提供の根拠 番号法第19条8号、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づき利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号) 第27条、第28条、第155条、第156条	事後	
令和7年3月12日	請求先	福祉課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL.0858-75-4101	事後	
令和7年3月12日	連絡先	福祉課	〒689-1402 鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1875 智頭町役場福祉課 TEL.0858-75-4101	事後	
令和7年3月12日	1.対象人数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月12日	2.取扱者数 時点計数	令和4年2月28日	令和7年3月1日	事後	
令和7年3月12日	8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月12日	8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		申請書に記載された個人番号の確認、情報連携時による照会時の対象者の確認、個人番号及び個人情報が記載された申請書の廃棄についていずれも複数人での確認を徹底するため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	
令和7年3月12日	11.最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	
令和7年3月12日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	
令和7年3月12日	11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		システムを通じて利用できる事務へのアクセス制限を職員権に限定しており、適切なアクセス管理を行っている。また、アクセスログの保存・確認が可能なため、権限のない者により特定個人情報不正に入手されるリスクへの対策は十分である。	事後	